

議案第24号

平成31年度 新居浜市公共下水道事業会計予算

平成31年度 新居浜市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度新居浜市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 下水処理戸数 | 34,840 戸 |
| (2) 年間総処理水量 | 9,022,000 m ³ |
| 1日平均処理水量 | 24,718 m ³ |
| (3) 建設改良事業 | 2,682,010 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | |
|-------------|--------------|
| 第1款 下水道事業収益 | 3,906,816 千円 |
| 第1項 営業収益 | 2,863,341 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 1,043,475 千円 |

支 出

| | |
|-------------|--------------|
| 第1款 下水道事業費用 | 3,782,473 千円 |
| 第1項 営業費用 | 3,168,017 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 567,564 千円 |
| 第3項 特別損失 | 43,892 千円 |
| 第4項 予備費 | 3,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,379,543千円は、当年度分損益勘定留保資金1,285,778千円、当年度分消費税資本的収支調整額 93,765千円で補填するものとする。)

収 入

| | |
|-----------|--------------|
| 第1款 資本的収入 | 3,615,827 千円 |
| 第1項 企業債 | 2,213,000 千円 |
| 第2項 出資金 | 400,000 千円 |
| 第3項 負担金 | 33,400 千円 |
| 第4項 国庫補助金 | 969,427 千円 |

支 出

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 資本的支出 | 4,995,370 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 2,682,010 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 2,313,360 千円 |

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ232,259千円及び292,047千円とする。

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

| 款 | 項 | 事業名 | 総額(千円) | 年度 | 年割額(千円) |
|-------|-------|------------|---------|----|---------|
| 資本的支出 | 建設改良費 | 下水処理場改築事業 | 623,800 | 31 | 187,800 |
| | | | | 32 | 436,000 |
| | | | | 計 | 623,800 |
| | | 雨水ポンプ場改築事業 | 347,000 | 31 | 219,000 |
| | | | | 32 | 128,000 |
| | | | | 計 | 347,000 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------|-----------------|--|--|--|
| 公共下水道事業 | 千円 2,213,000 | (1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 平成31年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。 | 年4.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。 | 借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の相互間 40,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 206,513 千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、364,865千円である。

平成31年2月19日提出

新居浜市長 石川 勝行